◎新潟県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市三和区桑曽根字櫻腰345番5から	新	7.6~23.8メートル	160.3メートル
同市三和区桑曽根字大抜352番1まで	旧	7.3~21.0メートル	160. 3メートル

備考 路線の重用

全区間県道上越安塚浦川原線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市三和区桑曽根字櫻腰345番5から	新	7.6~23.8メートル	160.3メートル
同市三和区桑曽根字大抜352番1まで	旧	7.3~21.0メートル	160. 3メートル

備考 路線の重用

全区間県道上越安塚柏崎線と重用